

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 二 十 年 十 二 月 二 十 六 日

目 次

規 則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(医療整備課)

ページ

規 則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則(平成三年岐阜県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表分べん料の項中「二〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「一六〇、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「九五、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一八五、〇〇〇円」に、「七七、五〇〇円」を「一〇七、五〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

帝王切開時分べん介助料	一子につき	一五〇、〇〇〇円(多胎分べんの場合には一子目から一子につき九〇、〇〇〇円を加算した額)
-------------	-------	---

別表妊婦等保健指導料の項の次に次のように加える。

乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検査料	放射性同位元素を注入する方法によるもの	一回につき	四四、五〇〇円
色素を注入する		一回につき	二四、三〇〇円

	る方法による もの		
--	--------------	--	--

附 則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

平成二十年十二月二十六日印刷
平成二十年十二月二十六日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇円 (送料共 (消費税二、二八六円を含む))